ＷＩＴＮＥＳＳプログラム使用許諾契約書

お客様へ
本ソフトウェアの使用許諾条件（お客様およびお客様の従業員を法的に拘束する条件を指し、下記条件を含み、以下、「使用許諾条件」といいます）に同意されない限り、本ソフトウェアをインストールしまたは下記同意ボタンをクリックしないでください。
お客様が使用許諾条件に同意されない場合、当社は、お客様に本ソフトウェアの使用を許諾する意図はございませんので、お客様は本ソフトウェアのインストールを中断し、下記拒絶ボタンをクリックしてください。この場合、お客様は本ソフトウェアを含むメディアを当社に返却しなければなりません。当社は、当該メディアが返還され次第、受領済みの対価を返金いたします。本ソフトウェアにかかるすべての権利は、英国法人 Lanner Group Limited（以下、「ライセンサー」といいます）に帰属します。

＜使用許諾条件＞

第１条（使用権の許諾）
当社は、使用許諾条件に基づき、本ソフトウェアに関して、譲渡不能、非独占的かつ再許諾不可能な使用権をお客様に許諾する。

第２条（使用制限）
１．お客様において本ソフトウェアを使用するユーザーの数およびその期間は、注文書に記載のとおりとし、ハードウェアロックデバイス、ライセンス管理ソフトウェアまたはライセンスキー等のセキュリティデバイス（以下、「セキュリティデバイス」という）により制限・管理されるものとする。
２．お客様は、本ソフトウェアを、インストールガイドで指定される特定のハードウェアにインストールし使用するものとする。
３．お客様に許諾される本ソフトウェアの使用権は、スタンドアロン（ノードロック）ライセンス、ネットワークライセンス、コーポレートライセンスのいずれかのライセンス形態のうち、注文書に記載されるものに限定される。各ライセンス形態においてお客様に許可される本ソフトウェアの使用方法は以下に記載するとおりである。
①スタンドアロン（ノードロック）ライセンス
お客様は、注文書に記載された日本国内の指定場所・部署（以下「指定場所」という）においてのみ、本ソフトウェアを使用することができる。
ただし、指定場所内であっても、本ソフトウェアにネットワーク経由でアクセスして使用することはできない。
②ネットワークライセンス
お客様は、指定場所においてのみ、本ソフトウェアを使用することができる。
なお、指定場所を主たる就業場所とするお客様の従業員は、本ソフトウェアにネットワーク経由でアクセスして使用することができる。
③コーポレートライセンス
お客様は、お客様の日本国内の事業所内においてのみ、本ソフトウェアを使用することができる。
また、お客様の日本国内の事業所を主たる就業場所とするお客様の従業員は、本ソフトウェアにネットワーク経由でアクセスして使用することができる。
４．お客様は、事前の書面による当社の同意なしに、以下の目的で本ソフトウェアを使用してはならない。
①トレーニング、教育、コンサルタントサービス等のビジネス目的
②SaaS 等、ソフトウェアをサービスとして提供する目的

第３条（保守）
１．お客様が当社と別途保守契約を締結し、合意された年間保守費用を支払うことを条件として、当社は、当社の判断で、一般に入手可能なエンハンスメントを提供するものとし、当社の通常営業時間中に限り、電話または電子メールによるアドバイザリ業務を提供する。
２．当社は、以下の事由から生じた事象について、前項に定める保守を提供する義務を負わない。
①お客様が本ソフトウェアの最新版を利用しないこと
②お客様が本ソフトウェアのマニュアル等（以下、「マニュアル等」という）に反する方法で利用すること
３．お客様は、当社が保守を提供するために、当社が要求する場合は、不具合を再現し、当社および当社の従業員が本ソフトウェアにアクセスすることを許可する。

第４条（セキュリティデバイス）
１．お客様は、随時通知される、セキュリティデバイスに適用される契約条件を遵守する。
２．お客様は、セキュリティデバイスまたは本ソフトウェアの改変、追加、複製を行わないものとし、法令で許容される場合を除き、リバースエンジニアリング、デコンパイル、ディスアセンブルを行わないものとする。
３．お客様は、従業員または本ソフトウェアにアクセスする者の使用許諾条件遵守を徹底させるために　適切なセキュリティモニタリング措置を維持するものとする。なお、そのようなセキュリティ措置は、少なくとも業界最高基準のものと同等でなければならない。

第５条（権利）
１．お客様は、本ソフトウェアにかかるすべての知的財産権（著作権、商標権、特許権等を含むがこれに限られるものではない）は、ライセンサーに帰属するものであることに同意し、了解する。
２．お客様は、当社およびライセンサーの商標、ロゴ、トレードマークを、事前の書面による承諾を得ることなく、使用できないものとする。

第６条（保証）
お客様は、本ソフトウェアが現状有姿で提供されるものであり、当社が瑕疵担保責任を含むいかなる保証責任も負わないことに了解する。また、お客様は、本ソフトウェアが、①市場適合性を有すること、②何らの障害や弊害がないこと、③お客様の特定の目的、要求に合致するものであること、④お客様が選択する機器との組み合わせにおいて動作すること、および⑤第三者の権利を侵害しないことを含め、明示や黙示を含む一切の保証を行わないものとする。

第７条（責任の制限）
請求原因の如何を問わず、当社がお客様に対して負担する損害賠償の賠償金額は、当該損害の原因となった本フトウェアの代金の額を超えないものとし、その範囲は、お客様に直接生じた通常の損害に限定されるものとする。 当社は、いかなる場合にも、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益、データの喪失、間接損害、および派生損害については、責任を負わない。

第８条（権利侵害）
１．本ソフトウェアが、日本における第三者の産業財産権、著作権、その他の権利（以下、「知的財産権」という）を侵害しているとの理由でお客様が訴えられまたはそのおそれがある場合、①お客様が当社に遅滞なく当該請求につき書面により通知すること、②当該侵害に対する防御または解決についての全権を当社に与えること、かつ③当社による防御または解決を妨げないことを条件として、当社は、自らの費用と責任において当該請求により解決するものとする。また、当社は、当社の承諾を得たうえでお客様が被った損害および費用（合理的な範囲の弁護士費用を含む）を補償するものとし、当該侵害について裁判または和解により認定、確定されたお客様に生じた損害を賠償するものとする。
２．前項に定める当社の責任は、以下の各号の一に起因して発生した本ソフトウェアの侵害については、適用されないものとする。
①当社またはライセンサー以外の者が、当社の承諾なくして本ソフトウェアに変更を加えたとき
②お客様が他の製品と組み合わせたことに起因するとき
③お客様がマニュアル等本ソフトウェアに関する当社の指示に反して、これを使用したことに起因するとき
④当社がお客様の指示に従ったことに起因するとき

第９条（契約の解約）
当社は、お客様が次の各号の一つに該当する場合、お客様に何らの催告なしに直ちに本契約の全部または一部を解約することができる。
①使用許諾条件の定めの一つに違反し、当社からの是正を求める書面による通知後１０日以内に当該違反を是正しなかったとき
②差押、仮差押、仮処分その他強制執行を受け、または民事再生、会社更生または破産の申し立てを受けもしくは自ら申し立てたとき
③資本減少、営業の停止もしくは変更または解散の決議をしたとき
④監督官庁より営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けたとき
⑤自ら振出しまたは引き受けた手形もしくは小切手につき、不渡処分を受ける等支払い停止状態に至ったとき
⑥その他財産状態が悪化しまたはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき

第１０条（反社会的勢力の排除）
１．お客様は、当社に対して次の各号に定める事項について表明し、保証する。
①自己および自己の再委託先または調達先が「組織犯罪対策要綱」（平成１６年１０月２５日警察庁次長通達）に規定される暴力団、暴力団関係企業、暴力団員等（以下、「反社会的勢力」という）でないこと、および反社会的勢力でなかったこと
②自己の取締役、監査役およびこれらに準ずる役員ならびに自己の経営を支配する者が反社会的勢力でないこと、および反社会的勢力でなかったこと
③反社会的勢力を利用しないこと、および利用していないこと
④反社会的勢力に対して資金等の提供または便宜の供給などを行わないこと、および行っていないこと
⑤第三者をして相手方に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いて、相手方の名誉を毀損し、また相手方の業務を妨害しないこと
⑥自己の親会社または子会社（いずれも会社法の定義による）およびこれらの役員等が、前各号に定める事実に該当しないこと
２．お客様は、自己が前項各号のいずれかに違反した場合、またはそのおそれがある場合、相手方に対し直ちに報告するものとする。
３．当社は、お客様が本条の定めに違反した場合、使用許諾条件のいかなる定めにもかかわらず、相手方に対する何らの通知、催告を要せず直ちに本契約の全部または一部を解除でき、自己に生じた損害の賠償を求めることができるものとする。

第１１条（機密保持）
１．お客様は本契約に関連して知り得た当社の情報（以下、「機密情報」という）を当社の事前の書面による承諾なしに、①第三者に開示、漏洩してはならず、また②本契約の遂行以外の目的に使用してはならないものとする。
２．前項の規定にかかわらず、お客様は、機密情報のうち、以下の各号の一に該当する情報については、前項に定める機密保持義務を負わないものとする。
①相手方からの開示の時点で既に公知の情報
②相手方から開示後、自己の責によらず公知となった情報
③相手方から開示を受けたときに既に自己が知得していた情報
④相手方から開示を受けた後、正当な権原を有する第三者より守秘義務を負うことなく受領者が正当に入手した情報
⑤機密情報（前各号のいずれかに該当するものを除く）と無関係に作成した情報
３．第１項の定めにかかわらず、お客様は、機密情報につき、法令または裁判所もしくは行政機関の命令により開示を要求された場合、当該法令または裁判所もしくは行政機関の命令の命令に定める開示先に限り、それを開示することができる。
４．第１項の規定は、本契約の終了後も効力を有するものとする。

第１２条（再委託）
当社は、本契約に基づく当社の義務の履行を、当社の指定する第三者に再委託することができるものする。ただし、その場合においても、当社は、本契約に基づく義務を免れるものではなく、かかる義務を当該再委託先に対しても遵守させるものとする。

第１３条（譲渡禁止）
お客様は、当社の書面による事前の承諾を得ることなく、本契約に基づくお客様の当社に対する権利または義務の全部または一部を第三者に譲渡し、担保に供し、または承継させてはならない。

第１４条（法令等の遵守）
１．お客様は、本契約に関連して適用される法令および監督官庁の指示、指導を遵守するとともに、不正または不当な行為が生じないよう、適切な管理体制を確立し、これを維持する。
２．当社は、お客様が本条の定めに違反した場合、使用許諾条件のいかなる定めにもかかわらず、相手方に対する何らの通知、催告を要せず直ちに本契約の全部または一部を解除でき、自己に生じた損害の賠償を求めることができるものとする。

第１５条（管轄裁判所）
本契約に関して生じた一切の紛争については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第１６条（協議）
使用許諾条件に定めのない事項および疑義が生じた事項については、お客様と当社と別途協議のうえ、これを解決するものとする。

第１７条（完全合意）
使用許諾条件は、本契約に関するお客様と当社との完全なる合意を構成し、使用許諾条件中に定められた事項に関するすべての事前の口頭および書面による協議内容、合意事項または一方当事者から相手方に提供された各種資料、申し入れ等に優先する。

以上